

不満を転換し、之を統一するにある。

(四) 組合員の教育は日常生活を擁護する所の行動を通じて、組織的訓練をなすべからぬ。

(五) 教育的活動の効果は日常生活を擁護する行動と密接な有機的関連を保たねばならぬ。

三、争議の統制

争議の統制は次の各項、認識を基礎としてその方針と決定しなすべからぬ。

(一) 資本家の情勢 — (1) 資本家の経営方針と営業状態、(2) 生産能力と生産必要予定額、(三) 生産補充の難易、(四) 主要なる職場部門

(四) 労働条件 — (一) 賃銀、(二) 労働時間、(三) 解雇、退職等の手当、(四) 工場設備

(五) 共済制度

(一) 労働者側の情勢 — (1) 労働者の不平の中心と生活状態、(2) 過去の訓練と闘闘意志、(三) 主要職場部門に於ける結束の程度

四、未組織労働者の組織

(一) 組織運動の統一的常設的活動
(二) 工場委員会運動の指導
(三) 日常生活に關係深い標語を下に大衆の利益を代表して行動すること
(四) 重要工場に對して計画的組織運動を行ふこと

五、産業別合同

既に説けるが如く産業別合同は金雇労働者の組織促進とその團結力の集中の上に行ふこと

要である許してなく、近時の資本攻撃に對する焦眉の政策である。然るは次の如き方針の下に之が促進を期す。

(一) 地方的金雇産業協議会を設置し、更に之を全口的組織にまで發展せしめること、
(二) 可能なる部分的合同を急速に実行して戦線の統一を促進すること。

(三) 金雇産業協議会が發展して全口的金雇産業一大組合が實現する情勢によつても、金雇産業のみに固着せずに、各種産業の全口的總聯合を明瞭に意識して進めねばならぬ。

而して、金雇産業協議会が單なる社差的機關に終らしむることなく、可能な範圍に於て、今日最も必要なる協同戦線の實地部分的にも實現せねばならぬ。その具體的

方法として次の各項を遂行せねばならぬ。

(一) 争議等の日常闘争に對する協同戰應援
(二) 労働条件等に関する情報の交換及び意見の討議
(三) 組織運動上の協同戦線

六、政治運動

一般的には労働階級の全階級の利益の擁護のために、特殊的には労働組合に對する資本家階級の政治的及び法律的压力に對抗するために、労働階級は政治的分野に於ても亦力戦しなすべからぬ。魚産政黨へ組織とともに、此等々の戦線は急速に展開せしむるべからぬ。我等は次の如き方針に基いて、この政治運動に参加し、此が發展を促進する。